

宍粟市地域経済循環創造事業補助金交付要綱

平成29年3月10日告示第18号

一部改正：令和元年5月30日告示第6号

(趣旨)

第1条 この要綱は、宍粟市補助金等交付規則（平成17年宍粟市規則第44号。以下「規則」という。）に基づき、地域経済循環創造事業補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付の対象)

第2条 規則第2条の2の規定による補助事業等の名称、目的、内容、補助対象経費及び補助率又は補助金額等に関しては、別表に定めるとおりとする。

(別に定める事項)

第3条 規則第3条、第8条第1項及び第14条に規定する申請書等に添付を要する市長が別に定める書類及び市長が指定する期日、規則第10条第2項の規定による着手・完了届、規則第11条第1項第1号に規定する市長が別に定める軽微な変更、規則第16条第2項に規定する概算払及び規則第22条第2項に規定する別に定める処分制限期間は、別表の別に定める事項欄に定めるとおりとする。

(特例)

第4条 市長は、補助事業の目的に照らして、特に必要があると認めた場合は、前条の規定にかかわらず、必要な措置をとることができる。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

(告示の失効)

2 この告示は、平成33年3月31日をもって失効する。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

別表（第2条、第3条関係）

補助事業等の名称	地域経済循環創造補助事業
補助事業等の目的	地域の金融機関等と連携して事業化に取り組む民間事業者等が事業化段階で必要となる経費に対して助成を行うことにより、地域経済の活性化と雇用の創出に資する。
補助事業等の対象者	地域の金融機関等から融資を受けて地域活性化に資する事業に取り組む民間事業者等で市内に事業所を有する者。ただし、市税等の滞納のない者に限る。

補助事業等の内容及び補助対象経費	国の審査及び認定を受けた事業の事業化段階で必要となる、国の地域経済循環創造事業交付金交付要綱（平成25年2月27日付け総行政第29号総務大臣通知。以下「国要綱」という。）第5に定める経費で市長が必要と認める経費	
補助率又は補助金額	上限を2,500万円（金融機関からの融資額が、補助金額の1.5倍以上2倍未満の場合にあつては3,500万円、補助金額の2倍以上の場合にあつては5,000万円）とし、補助対象経費の実支出額から自己資金額及び金融機関からの融資額を差し引いた額。ただし、千円未満の端数は切り捨てる。	
その他の事項	<p>① 市長は、補助金の交付決定を行った事業者に対し、補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から起算して5年以内の間、事業化収益状況の報告書の提出を求めるものとする。</p> <p>② 市長は、上記の報告書により、事業化により相当の収益が生じたと認められるときは、交付した補助金の全部又は一部の額の返還を求めることがある。</p>	
別に定める事項	規則第3条関係（交付申請）	添付書類…事業計画書、収支予算書、その他指示する書類 指定期日…別途指示する。
	規則第8条第1項関係（額変更交付申請）	添付書類…交付申請に準じる。 指定期日…別途指示する。
	規則第10条第2項関係（着手・完了届）	不要
	規則第11条第1項関係（変更承認申請）	軽微な変更…国要綱第11に定める変更以外の変更
	規則第14条関係（実績報告）	添付書類…事業報告書、収支決算書、その他指示する書類 指定期日…別途指示する。
	規則第16条第2項（概算払い）	可
	規則第22条第2項関係（処分制限期間）	国要綱第19の規定による。